

各務原市

地区防災計画作成マニュアル

平成31年3月

目次

1	はじめに	1
2	地区防災計画の内容	3
3	地区防災計画の作成	4
4	計画提案の手続きについて	5
5	地区防災計画策定後	7
6	最後に	8

資料

提案書

通知書

地区防災計画（例）

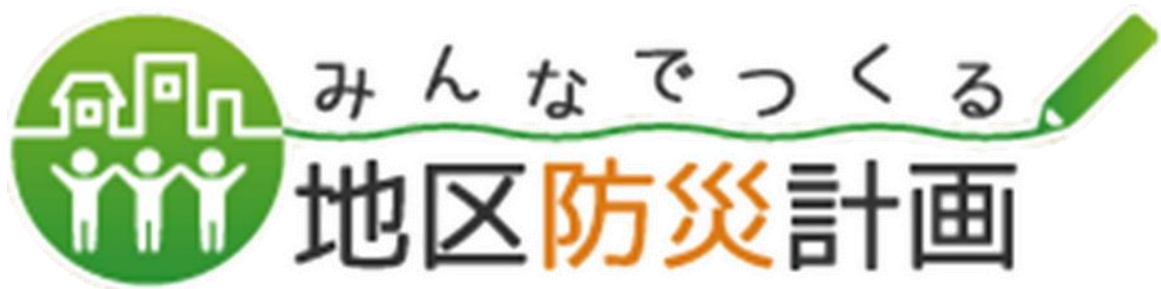
1 はじめに

今の日本の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。

一方で、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。市の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってきます。その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

この制度は、市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」といいます。）が行う自発的な防災活動に関する計画ですが、各務原市地域防災計画に同計画を規定することを提案することができる住民参加型の仕組み（計画提案）を採用したものです。各務原市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

各務原市は、地区居住者等が今後この制度を活用し地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるように、地域の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、地域防災力を向上させていくことが必要であると考えています。



○なお、本マニュアルは『内閣府 地区防災計画ガイドライン』を基に作成しています。

1.1 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、行政から指示されて作成するようなトップダウン型ではなく、地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となっただけのボトムアップ型の計画です。また、地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素です。

1.2 地区の特性に応じた計画

地区防災計画は、都市部、郊外、住宅地、商業地、工業地、マンション、戸建住宅等の区別なくあらゆる地区の地区居住者等を対象にしており、計画に基づく防災計画の活動主体である地区居住者等としては、地域住民、自主防災組織、企業、地域の協議会、学校、病院、社会福祉法人等多様な者が想定されています。

そして、各地区の山沿い、川沿い、山間部等のような自然特性や、居住、勤務している人の年齢層や災害時に支援を必要とする人はどれくらいいるのかという社会特性など、想定される災害特性等に応じて、多様な形態をとることができるようになっています。

このように、地区防災計画においては、計画を作成したり、その計画に基づいて防災活動を行う主体を自由に設定できるほか、防災活動が実施される範囲、計画の内容等についても、地区の特性、活動主体のレベルや経験等に応じて、自由に決めることができます。

1.3 継続的に地域防災力を向上させる計画

単に地区防災計画を作成するだけでなく、日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づく防災活動を実践するとともに、定期的に評価や見直しを行いつつ、防災活動を継続することが重要です。

2 地区防災計画の内容

計画に定める内容

地区防災計画は地区の特性に応じて、自由な内容で防災計画を作成することが可能になっています。計画を作成するに当たっては、地区における過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、実際に活動を行う活動主体の目的やレベルにあわせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要です。

なお内閣府の「地区防災計画ガイドライン」には次のように地区防災計画の項目の例が示されています。

○△地区防災計画（例）

- 1 計画の対象地区の範囲
△△市△△町自治会
- 2 基本的な考え方
 - (1) 基本方針（目的）
 - (2) 活動目標
 - (3) 長期的な活動計画
- 3 地区の特性
 - (1) 自然特性
 - (2) 社会特性
 - (3) 防災マップ
- 4 防災活動の内容
 - (1) 防災活動の体制（班編成）
 - (2) 平常時の活動
 - (3) 発災直前の活動
 - (4) 災害時の活動
 - (5) 復旧・復興期の活動
 - (6) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携
- 5 実践と検証
 - (1) 防災訓練の実施・検証
 - (2) 防災意識の普及啓発
 - (3) 計画の見直し目的

3 地区防災計画の作成

地区防災計画作成の流れ

事前準備

計画策定のためのグループ（自主防災組織等）を構築し、地区居住者等への合意形成の方法等（説明会等を開催）を決定し、行政（防災対策課）と協議・調整をします

STEP-1 作業工程の確認

- 計画を策定する対象地区の地域の特性を把握し、起こりうる自然災害（リスク）を推定します。
- 「まち歩き」をして、各自発見したことを記録。浸水想定区域、土砂災害警戒区域や地区の経験等をもとに、当該地区の「災害ハザードマップ」を作ります。
- 作成した災害ハザードマップを使い、危険箇所、避難場所や避難経路等を共有し、計画策定のためのスケジュールや取り組み内容について話し合います。

STEP-2 計画策定前の検証

- ワークショップ等を開催し、推定した自然災害による被害想定（課題抽出）を行います。そして、課題に対する減災対策を協議し、防災活動（訓練、備蓄、その他の共助支援策）等を計画した「計画素案」を作成します。
- 計画素案に基づく各種訓練を実施し、実行性を確認します。

STEP-3 「計画」策定

- 計画素案を基に「計画」を策定し、対象地区の全員に共有します（作成につきましては市役所防災対策課や防災推進員等への協力要請をしましょう）。

STEP-4 「地域防災計画」へ

- 管轄の市町村防災会議に「計画」を提案します（地域防災計画への採用判断が行われます）。採用後は、地区居住者等は当該地区防災計画に従い、防災活動の実施に努めましょう。

STEP-5 計画の見直し

- 定期継続的に「まち歩き」や各種訓練、ワークショップやアンケート等を実施し、対象地区の全員が実行可能な計画となるように随時見直します。

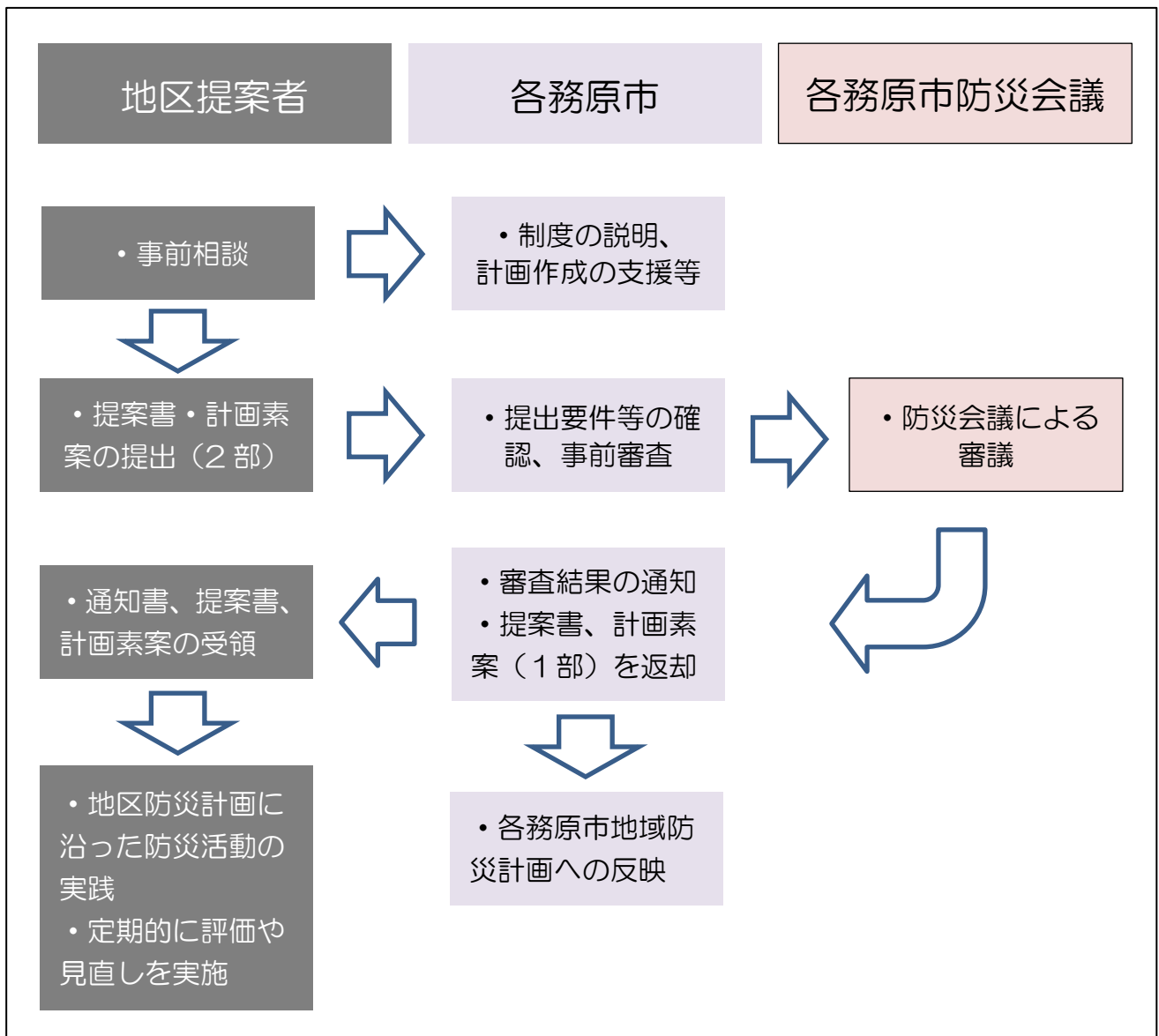
4 計画提案の手続きについて

4.1 計画提案制度とは

地区防災計画制度では地域コミュニティの地区居住者等が、各務原市地域防災計画に抵触しないような地区防災計画の素案を作成して、各務原市地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、各務原市防災会議会長（市長）に対して提案を行うことができます。

なお、計画提案の制度では、地区居住者等によるユニークな計画をできるだけ各務原市地域防災計画に盛り込むことができるようにしていますが、定期的な計画の見直しを通して、内容が古くなったり、形骸化した計画については、積極的に修正・廃止等を行っていただくことを想定しています。

4.2 計画提案のフロー図



4.3 計画提案に必要な書類

- (1) 地区防災計画提案書（様式1）・・・ 2部
(1部は審議後に返却します)
※複数の提案者が共同して計画提案を行った場合、その全員の氏名及び住所を記載した提案書
- (2) 地区防災計画素案・・・・・・ 2部（1部は審議後に返却します）
- (3) 当該地区の居住者等であることを証明する書類
居住者である場合・・・・・・ 住民票、免許証の写し等
事業者である場合・・・・・・ 登記事項証明書等
- (4) 計画提案に伴い、他の居住者の同意を得たことが確認できる資料承認を得た際の会議録や参加者名簿等（素案に記載があれば不要）

4.4 各務原市防災会議における審議内容

- (1) 提出書類に不備はないか
- (2) 各務原市地域防災計画の内容に抵触していないか
- (3) 計画の対象範囲が適正かつ明確になっているか
- (4) 計画作成に関し、当該地区の他の居住者の理解がなされているか
- (5) 実際に活動体制が機能するか、活動の実効性があがるか

4.5 審議結果の通知

各務原市防災会議によって審議された結果は、その旨及び理由を提案者へ通知し、「各務原市地域防災計画 資料編」に、地区名や計画名等を掲載します。

No.	地区名	計画名	策定年度

5 地区防災計画策定後

5.1 防災訓練の実施・検証

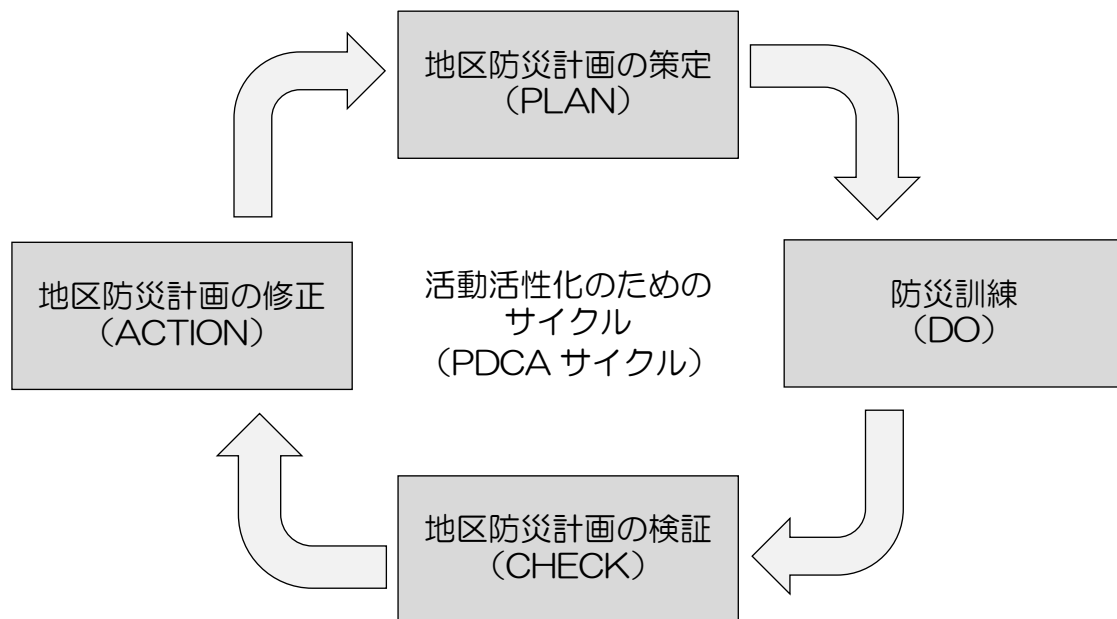
各務原市では自主防災訓練を各自治会に実施していただいておりますが、地区居住者等が、災害時に実際に地区防災計画に規定された適切な活動ができるように、毎年災害時を想定した防災訓練を実施することが重要です。

訓練の結果については、検証を行い、地区居住者等が、その課題を把握し、活動を改善することが重要です。

また、他の地区や事業者等との合同訓練により災害時の総合的な動きを検証することも有効です。

5.2 計画の見直し

防災訓練の検証結果等を踏まえ、PDCA サイクルに従って、定期的に地区防災計画の見直しを行いましょ。社会特性の変化等で地区防災計画の内容に変更が必要な場合には、再度計画提出が必要となる可能性があるため、防災対策課にご相談ください。



6 最後に

「災害は忘れた頃にやってくる」ともいわれています。

地区防災計画を活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。

そのためには、地区の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、作成を通じて地域コミュニティにおける共助の意識を醸成させ、知恵の伝承や人材育成を進めることによって、総合的に地域防災力を向上させることが重要です。

先述のとおり自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働きません。「自分の命は自分で」「自分たちの地域は自分たちで」守っていくという意識の向上と、防災活動をきっかけとして共助による活動が活発化し、良好な地域コミュニティの関係を構築することにつながることを期待します。

様式 1

年 月 日

各務原市防災会議会長
各務原市長 様

提 案 者 印

地区防災計画提案書

下記の計画について、災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、各務原市地域防災計画へ規定することについて必要書類を添付し提案します。

記

1 計画名称

対象範囲

2 計画提案を行うもの

代表提案者 連絡先	氏 名	
	電話番号	
	Email・FAX等	
共同で計画提案を行う場合 提案者の氏名 及び住所	氏 名	住 所

3 添付書類等

- (1) 地区防災計画素案
- (2) 当該地区の居住者等であることを証明する書類
- (3) 計画提案に伴い、他の居住者の同意を得たことが確認できる資料

各 防 第 号
年 月 日

様

各務原市防災会議会長
各務原市長

審議結果通知書

災害対策基本法第42条の2第4項に基づき提案のあった下記の計画について、各務原市防災会議にて審議された結果を下記の通り通知します。

記

1 計画の内容等

計画名称	
対象範囲	
代表者氏名	

2 審議結果

(1) 審議日 年 月 日

各務原市防災会議

(2) 審議結果及び規定しない場合その理由

年 月 日付、地区防災計画提案書により提案された は、上の会議
において審議した結果、各務原市地域防災計画に規定する・規定しないものとする。

「〇〇地区 地区防災計画」
(例)

〇〇年〇月
〇〇自治会

〇〇地区 地区防災計画

目次

1 計画の対象地区の範囲	1
2 基本的な考え方	1
(1) 基本方針(目的)	
(2) 活動目標	
(3) 長期的な活動計画	
3 地区の特性	2
(1) 自然特性	
(2) 社会特性	
(3) 物資・資器材等の備蓄	
(4) 災害ハザードマップ	
4 防災活動の内容	4
(1) 防災活動の体制(班編成)	
(2) 平常時の活動	
(3) 災害時の活動	
(4) 復旧・復興期の活動	
(5) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携	
5 実践と検証	8
(1) 防災訓練の実施・検証	
(2) 防災意識の普及啓発	
(3) 計画の見直し目的	

1 計画の対象地区の範囲

対象地区（詳細は防災マップ参照）

〇〇町〇丁目
〇〇町〇丁目
〇〇町〇丁目

計画策定主体

〇〇自治会 自主防災組織
△△株式会社

2 基本的な考え方

（1）基本方針（目的）

ワークショップなどを開催し、計画を策定するために地域の特性を把握し、起こりうる自然災害と、それに対する防災活動を行う上での課題を抽出しましょう。

その課題から地区の方針を定めていくと効果的です。

（地区防災計画作成マニュアル P4 STEP-1, 2の工程参照）

（2）活動目標

（1）で定めた基本方針を達成するために、自助、共助によって対応すべきことを整理し、できるだけ具体的な目標をたてましょう。

例：地区内居住者の寝室における家具転倒防止措置実施率を3年以内に100%にする。

（3）長期的な活動計画

地域防災力の向上は一朝一夕にはいきません。この地区防災計画が形骸化しないよう、長期的な活動計画をたてましょう。

例：子どもから高齢者まで多くの世代にわたる連携体制をつくり防災の取り組みを継承していく

3 地区の特性

(1) 自然特性

【例】

- ・土砂災害警戒区域に指定された箇所がある
- ・浸水想定区域図において浸水深が〇～〇m未満と示された箇所がある
- ・過去（平成〇年 台風〇号）床上浸水 〇件
- ・〇〇地区のアンダーパスは降雨量〇〇mmを超えると冠水する

(2) 社会特性

【例】

- ・木造住宅が密集した地区である
- ・昭和40年代に造成された地区であり、住民の半数近くが高齢者である

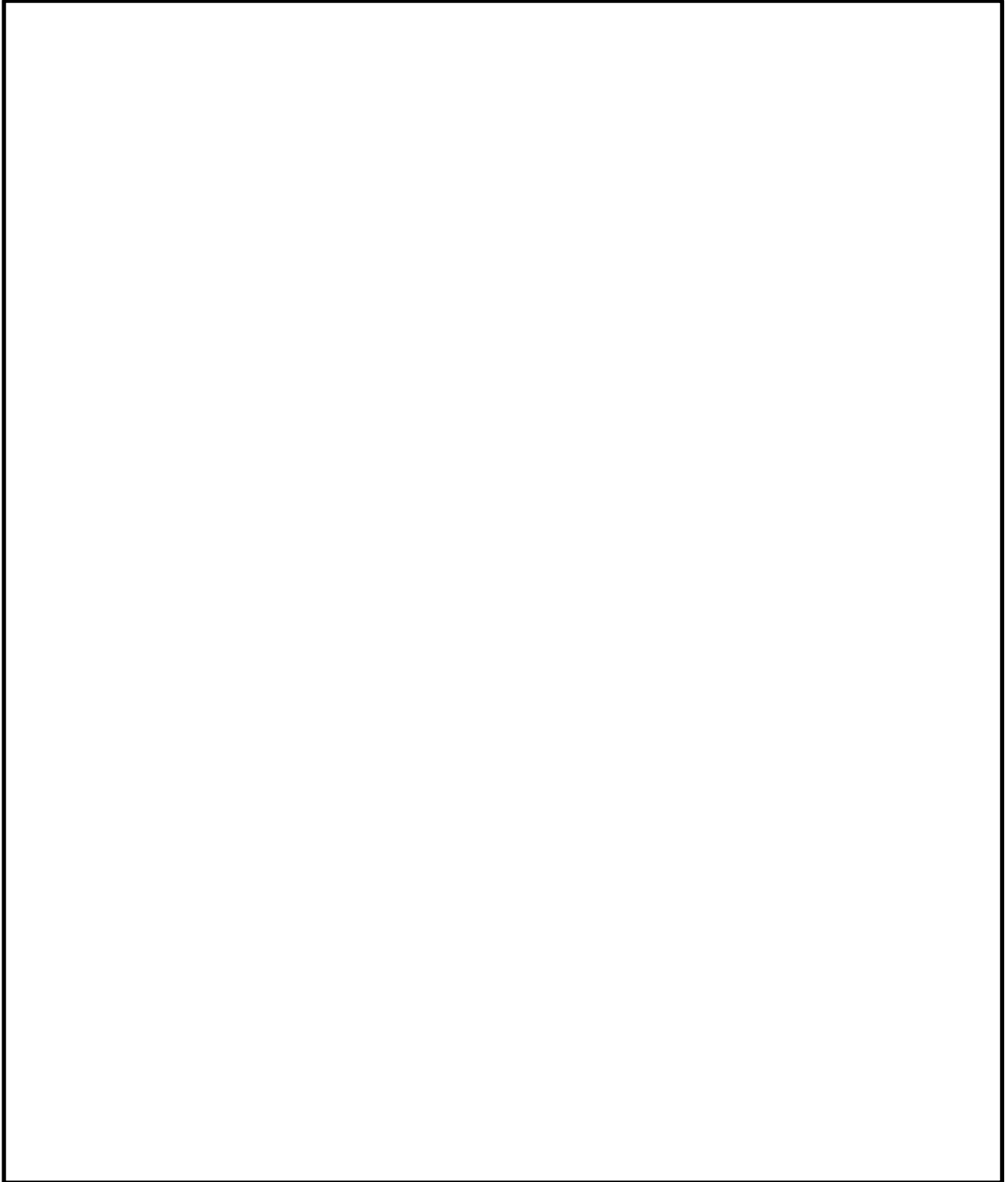
住民人口	世帯数	避難行動要支援者数
人	世帯	人

(3) 物資・資器材等の備蓄

各務原市では市内18ヶ所の一次避難所に防災備蓄倉庫を設置していますが、地区の社会特性や計画内容を踏まえて、どのような物資・資器材等が必要か検討しておきましょう。

(4) 災害ハザードマップ

「まち歩き」をして、発見したことを記録し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域や地区の経験等をもとに、当該地区の「災害ハザードマップ」を作り、添付しましょう。



4 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制（班編成）

【会長】		
(氏名)		
(電話)		
	【消火班】	
	(班長氏名)	班員 (※班長を除く)
	(電話)	名
	【要配慮者支援班】	
	(班長氏名)	班員 (※班長を除く)
	(電話)	名
	【救出救護班】	
	(班長氏名)	班員 (※班長を除く)
	(電話)	名
	【避難誘導班】	
	(班長氏名)	班員 (※班長を除く)
	(電話)	名
	【情報食料班】	
	(班長氏名)	班員 (※班長を除く)
	(電話)	名

(2) 平常時の活動

班名	平常時
会長	<input type="checkbox"/> 各班への活動指示 <input type="checkbox"/> 自主防災訓練の計画 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿（個票ファイル）の管理
消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火訓練の実施 <input type="checkbox"/> 防火資機材の取扱訓練 <input type="checkbox"/> 防災マップの作成・確認
要配慮者支援班	<input type="checkbox"/> 要配慮者との関係づくり（状態などを知る） <input type="checkbox"/> 要配慮者の担当割り振り
救出救護班	<input type="checkbox"/> 応急手当訓練の実施
避難誘導班	<input type="checkbox"/> 避難訓練の実施 <input type="checkbox"/> 避難路マップの作成・確認 <input type="checkbox"/> 要配慮者の把握と避難誘導方法の検討
情報食料班	<input type="checkbox"/> 防災学習の実施と防災意識の高揚 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練の実施 <input type="checkbox"/> 食料・飲料水の備蓄啓発 <input type="checkbox"/> 炊き出し訓練の実施

(3) 災害時の活動

災害時
<input type="checkbox"/> 地区の被害状況確認 <input type="checkbox"/> 各班への活動指示 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿掲載者の安否確認及び安否情報の集約
<input type="checkbox"/> 初期消火活動 <input type="checkbox"/> 消防機関への協力
<input type="checkbox"/> 要配慮者の安否確認・避難支援 <input type="checkbox"/> 要配慮者の救出・救護活動
<input type="checkbox"/> 負傷者の把握 <input type="checkbox"/> 救出・救護活動
<input type="checkbox"/> 避難場所・経路の安全確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導
<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 備蓄物資の分配 <input type="checkbox"/> 炊き出し



(4) 復旧・復興期の活動

復旧・復興期の活動としては、被災者を地域コミュニティ全体で相互支援すること、行政、学識経験者等と連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進することが期待されます。

(5) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

平常時から復旧・復興期までのいずれの段階においても、行政、学識経験者等の専門家のほか、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携・協力が重要になります。連携方法について相互に確認しましょう。

次ページのように地区の中で人材登録リストを作成しておくことも有効です。

5 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

地区居住者等が、災害時に実際に地区防災計画に規定された防災活動を実施できるように、市や消防署等と連携して、毎年防災訓練を行い、その結果について、地区居住者等がみんなで共有し、検討していくことが重要です。

【自主防災訓練として市が案内する訓練のほかにも以下のような訓練も有効です】

避難訓練	避難経路上の危険箇所の把握	要配慮者の把握
避難所開設訓練	避難所運営訓練	防災資器材取り扱い訓練
炊き出し訓練		

(2) 防災意識の普及啓発

防災意識の向上には、まず防災に関心を持ってもらうことが大切です。

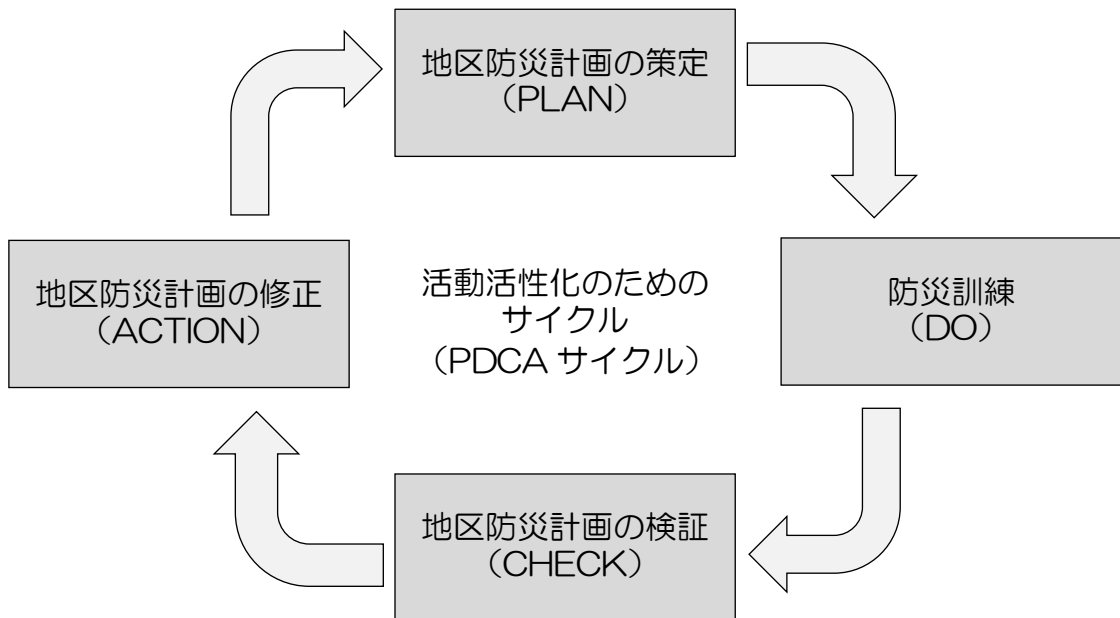
そのためには防災に触れる機会を作ることが必要です。例えば市民清掃の日の終わりに、30分程度の防災講座を開催するなど、参加者の負担にならない範囲からはじめ、内容もゲーム感覚で防災を学べる教材を選ぶなど、みんなが興味を示す（参加したくなる）ための工夫が必要です。

ゲーム感覚で防災を学べるもの	クロスロードゲーム
	DIG（災害図上訓練）
	HUG（避難所運営ゲーム）
地区のふれあい運動会の種目として	バケツリレー競争
	ケガ人搬送リレー
地区公民館等の窓ガラスで	飛散防止フィルム貼り体験

またこれらの普及活動は、小中学生を対象に防災教育として実施することも地域コミュニティの活性化につながり、地域防災力の底上げとなります。

(3) 計画の見直し目的

防災訓練の検証結果等を踏まえ、PDCA サイクルに従って、定期的に地区防災計画の見直しを行いましょう。



※以上の内容はあくまでも例です。地区ごとの特性に応じた活動や、訓練等を盛り込み、独自の計画を作成してください。

各務原市

地区防災計画作成マニュアル

(平成31年3月)

作成 各務原市役所市長公室防災対策課

TEL 058-383-1190 (直通)